

■第 6 次貝塚市総合計画（素案）に対するパブリックコメント結果【案】

募 集 期 間：令和 8 年 5 月 11 日（月）から令和 8 年 5 月 29 日（金）まで

意見提出方法：郵送、E メール、ファックス、政策推進課に持参

提 出 人 数：計 4 名の方からご意見をいただきました。

お寄せいただいた「ご意見の概要」と「本市の考え方」及び「対応」は次のとおりです。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

	ご意見の概要（本市要約）	本市の考え方	対 応
1	P18 の図に㉔以降が記載されていない。	記載漏れのため、修正します。	㉔以降を追記
2	P27、P70に関連して、市民参画・協働について、第 5 次総合計画において「推進方策 市民とともに紡ぐまちづくり」はあまり達成できなかったとされているが、第 6 次総合計画では市民協働を推進できるように力を入れないのか。市民参画・協働の先進自治体を調査・研究する予算（職員の増員を含む）を組み込んではいかがか。人とのつながりを紡ぐには、人に注力する必要があると思う。	市民協働については、今後のまちづくりにおいて重要であると認識しており、「施策15 市民参画、協働の促進」に位置づけた取組は、これまでの課題も踏まえたものとなっています。ご意見いただいた取組について、今後の参考とさせていただきます。	修正なし
3	P35以降のKPIの数値について、特に記載のあるもの以外は、1 年間に区切った値である旨、注釈を記載すべきである。	KPI等の数値について、特に断り書きがない場合、当該年度の1年間の数値または、当該年度時点の数値となっています。P34、P35の基本計画の見方において、注釈を追記します。	注釈を追記

4	公民館を拠点とした子育て団体で活動しており、過去に広報で見つけたサークルに参加したことで孤独な子育てから救われた経験がある。P38「施策1 子育て環境の充実」に関連して、学校や地区会館などを子どもが安心して過ごせる場として活用し、それが高齢者や母親の短時間労働にもつながれば地域全体にとって良い取り組みになる。専門性を持った職員がいる公民館の素晴らしい循環が続くことを望む。	子育て環境の充実として、社会教育施設を活用した児童生徒の放課後の居場所づくりや、地域と連携した子育て講座の開催やサークルや団体への支援に引き続き取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後のまちづくりや生涯学習の推進の参考とさせていただきます。	修正なし
5	P65のKPIに「日本語サロン及び日本語読み書き教室延べ参加者数」とあるが、日本語教育を必要とする人数は政府の方針や社会情勢により大きく変化する可能性があるため、外国人転入者数や外国人同士の子どもの数などを分母に、延べ参加者数を分子に置いた割合をKPIとするべき。	ご意見の通り、日本語教育を必要とする人の数を予測することは困難であるとともに、外国人や外国にルーツを持つ人のうち、日本語教育を必要とする人を正確に把握することも困難であると考えます。そのため、本計画では、「日本語サロン及び日本語会話読み書き教室延べ参加者数」をKPIとしました。	修正なし
6	P66「施策13 生涯学習の推進」に関連して、公民館は勉強だけでなく、相談や出会い、新しいことを始められる頼れる場所であり、長く住みたいと思わせてくれた。これからも公民館を公設公営で大切に続けてほしい。また、職員と市民が時間をかけて信頼関係を築けるよう、専門の正規職員を採用・配置し、長く同じ地域に関わってほしい。	公民館をはじめとする生涯学習施設は、人と人とながかり、世代を超えて交流できる場として重要であると認識しております。市民ニーズを踏まえ、生涯学習施設の効果的な整備と運営を行ってまいります。職員については適正な人員配置や次代を担う職員の育成に努めてまいります。いただいたご意見は、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。	修正なし

7	P66のめざすまちの姿に「誰もがウェルビーイングの実現に向け・・・」とあるが、生涯学習はウェルビーイングになるための手段なのか。純粋に学びたいという意欲があれば、それがウェルビーイングになるかどうかにかかわらず誰もが持つ権利であるはず。ウェルビーイングにつながらないことの学習権を奪っていないか。学習する内容にかかわらず、学べる環境づくりをすることが必要ではないか。	本市では、個人の自発的な意欲に基づく生涯学習は、その内容にかかわらず、学ぶよろこびを通じてウェルビーイングの実現につながると考えていますので、ご意見の通り、学びたい意欲のある人が学べる環境づくりの充実を図ってまいります。	修正なし
8	P67の「①共に学び、人と人が笑顔でつながる生涯学習の推進」に「市民ニーズを踏まえ、生涯学習を支える効率的な施設の整備と運営を行います」とあるが、効率的は、縮小するという意味に捉えられる。推進するためには、教育施設の存在意義を発信するなど内容を充実させるべきであり、生涯学習施設の稼働率が上昇しないとしても私は無駄とは思わない。	「効率的な施設の整備と運営」に込めた意味は、限られた資源を有効に活用し、できるだけ大きな成果を上げることがめざすものであり、縮小を意味するものではありません。ご意見を踏まえ、表現を変更いたします。	「効率的」→「効果的」
9	P67の関連する分野別計画に「貝塚市教育大綱」が挙げられているが、生涯学習推進計画は記載しないのか。生涯学習に特化した計画として重要だと思う。	ご意見の通り、生涯学習に関する個別計画として追加いたします。	生涯学習推進計画を追加

10	P74、P75、P76、P82、P83、P111について、物価上昇率が変動する可能性があるため、「物価変動率＋〇%」というような割合をK P Iの値とするべき。	産業等に関するKPIについては、例えば感染症流行による観光客の減少や、天候不順による農作物への影響など物価以外の変動要因も想定されます。そのため、本計画では金額を現状よりも増やしていくことを目標としています。なお、物価を含む社会経済状況の変化に伴う大幅な変動が生じた場合には中間見直し等で適宜対応します。	修正なし
11	P77のKPIについて「担い手」の定義を説明するべきである。	このKPIでは、認定農業者（国版）を「担い手」としており、注釈としてその旨を記載します。	注釈を追記
12	P92の成果指標に「公共交通の1日あたり利用者数/貝塚市の人口」とあるが、公共交通は自立的な経営が行われている南海・JRと、貝塚市による重点的な支援を必要とする水間鉄道・バス等に分けられることから、水間鉄道・バス等の利用者数を分けて、独立した成果指標とするべき。	この成果指標は、市内の公共交通環境の維持・向上を目標とし、サービスの受益者となる利用者を起点として捉えています。そのため、個別の交通機関ごとの指標設定は行いません。	修正なし
13	P92の主な現状と課題において、「交通渋滞の解消のため、地域公共交通が必要である」という旨の文章を記載するべき。	本市では、公共交通を市内外への移動の利便性の向上につなげるためのものとしており、現時点において市内で大規模渋滞は発生していないため現状と課題への記載は行いませんが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。	修正なし

14	P93の「①持続可能な公共交通ネットワークの構築」の項目に、「公共交通の利便性を向上させることで、公共交通の利用を促進します」という旨の文章を記載すべき。また、KPIに市としての利便性向上の取組みの成果を数値として表しやすい指標である「水間鉄道の貝塚駅を除く各駅への自転車の駐輪台数」を追加し、水間鉄道各駅での駐輪場設置を進めるべきである。	「公共交通の利便性を向上させることで、公共交通の利用を促進します」については、「① 持続可能な公共交通ネットワークの構築」内に同様の趣旨の取組を含むものと捉えています。また、駅利用者のすべてが自転車を利用するわけではないことから、駐輪台数をKPIとすることはいたしません。水間鉄道各駅での駐輪場設置を進めるべきとのご意見については今後の参考とさせていただきます。	修正なし
15	P93の「②「みんなで支える公共交通」の推進」の項目に、市内の事業者に促す協力として、「送迎バスの路線バスへの転換」を盛り込むべきである。	ご意見のような取組みの実施には許認可を要する場合も想定され、実施に向けた検討を行うにしても企業との調整も必要であることから、ここでの具体的な記載はいたしません。公共交通のあり方の一つとして、今後の参考とさせていただきます。	修正なし
16	P111で、財政調整基金残高のKPIが令和19年まで44億円となっているが、今後10年間に支出が増える年や抑える年の見通しはないか。将来的なことで財政調整基金残高はわからないということであれば、「財政調整基金は〇〇億円を下回らない」などの別のKPIを採用すべき。	財政調整基金のKPIについては、今後の見通しを踏まえて目標を設定していますが、不測の事態に備えて現状の基金残高の水準を維持することを目標としています。	修正なし

17	P118で、第3期総合戦略を第6期総合計画に統合させてもよいとする根拠はあるか。総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づき策定しているはず。また、総合計画と一体的に策定することが、まちの魅力を高め、人口減少対策につながるのか。まちの魅力向上や人口減少対策となる根拠を理論的に述べられるか、統合する理由を別のものにするべき。	地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和7年12月版）（内閣官房地域未来戦略本部事務局内閣府地方創生推進室）において、「総合計画等を見直す際に、見直し後のこれらの計画等において地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、これらの計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。」とされており、本市では、人口減少対策など、地方創生の目的を達成するためのものとして一体的に策定することとしました。	修正なし
----	---	--	-------------